

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第33条及び第45条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、医学科にあつては医学、看護学科にあつては看護学の名称をそれぞれ付記する。

3 修士の学位には、看護学専攻博士前期課程にあつては看護学の名称を付記する。

4 博士の学位には、次の各号に掲げる課程にあつては当該各号に定める名称をそれぞれ付記する。

(1) 医学専攻博士課程 医学

(2) 看護学専攻博士後期課程 看護学

(3) 光医工学共同専攻博士後期課程 光医工学

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本学の大学院の看護学専攻博士前期課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の中間審査の願出)

第6条 看護学専攻博士後期課程により中間審査を願ひ出る者は、所定の中間審査申請書に研究計画書及び必要に応じ参考資料を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 中間審査に係る審査手数料は、徴取しない。

(中間審査の付託)

第7条 学長は、看護学専攻博士後期課程からの中間審査申請書等を受理した場合は、大学院医学系研究科看護学専攻教授会(以下「大学院看護学専攻教授会」という。)に審査を付託する。

(中間審査委員会)

第8条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された申請書ごとに看護学専攻博士後期課程を担当する教授又は准教授3人以上で構成する看護学専攻博士中間審査委員会を設け審査を行う。ただし、中間審査委員会は、研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。

2 前項にかかわらず、大学院看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、本学大学院の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。

(中間審査の実施、結果報告等)

第9条 中間審査は、研究計画発表会により行う。

2 中間審査委員会は、発表された研究計画について「中間審査結果の要旨」に研究実施の可否に関する意見を添えて大学院看護学専攻教授会に文書で報告する。

3 大学院看護学専攻教授会は、中間審査委員会の報告に基づき、研究実施の可否を決議する。

(学位論文の審査の願出)

- 第10条 博士前期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。
- 2 博士課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。
- 3 博士後期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。
- 4 第5条第2項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。

(学位論文)

- 第11条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文、学位論文審査手数料等の返付)

- 第12条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。

(学位に係る審査の付託)

- 第13条 学長は、看護学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院看護学専攻教授会に審査を付託する。
- 2 学長は、医学専攻博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）に審査を付託する。
- 3 学長は、光医工学共同専攻博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に審査を付託する。

(審査委員会)

- 第14条 大学院看護学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、看護学専攻博士前期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士前期課程担当の教員からなる看護学専攻修士審査委員会を設け、看護学専攻博士後期課程からの学位論文にあつては本学の大学院の看護学専攻博士後期課程の研究指導担当の教員からなる看護学専攻博士審査委員会を設け、それぞれに審査を行う。ただし、看護学専攻博士審査委員会は、研究指導資格を有する教授を2人以上含むものとする。
- 2 大学院医学専攻教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の医学専攻博士課程担当の教員3人からなる医学専攻博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、大学院医学専攻教授会構成員とする。
- 3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員（教授及び准教授）4人からなる学位審査委員会（以下「光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会」という。）を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。
- 4 大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他専攻、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができる。
- 5 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。
- 6 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

- 第15条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。
- 2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。

- 3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。
- 4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。
- 5 看護学専攻博士審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験又は筆記試験によって行うものとする。
- 6 医学専攻博士審査委員会の実施する学力の確認は、2 外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、大学院医学専攻教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 7 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。
- 8 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

- 第 16 条 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会及び光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から 1 年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。ただし、特別の事情が生じ、看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに 1 年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

- 第 17 条 看護学専攻修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、大学院看護学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。
- 2 看護学専攻博士審査委員会、医学専攻博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。
 - 3 光医工学共同専攻博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

- 第 18 条 大学院看護学専攻教授会は、前条第 1 項の報告に基づき、修士の学位を、又は前条第 2 項の報告に基づき博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
- 2 大学院医学専攻教授会は、前条第 2 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
 - 3 協議会は、前条第 3 項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
 - 4 前 3 項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

- 第 19 条 学長は、前条の審査を参酌して、修士又は博士の学位を授与する。
- 2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

- 第 20 条 学長は、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、看護学専攻博士後期課程においては、1 年以内に公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第 21 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
(学位の名称)

第22条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第23条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会、大学院看護学専攻教授会、大学院医学専攻教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成18年4月13日規程第23号)

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規程第4号)

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月12日規程第16号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月15日規程第35号)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規程第22号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前の大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学位審査については、看護学専攻博士前期課程の手順に準ずる。

附 則(令和7年2月28日規程第8号)

この規程は、令和7年2月28日から施行する。

別記様式(第25条関係)

学位記

[別紙参照]

別記様式（第 2 1 条関係）

その 1 （第 3 条の規定による場合）

第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学医学部医学科の課程を修めて本学を卒業した
ことを認め、学士（医学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

その 2（第 3 条の規定による場合）

第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学医学部看護学科の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

その 3（第 4 条の規定による場合）

医修第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学の大学院医学系研究科の博士前期課程を修了
したので修士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

その4（第5条第1項の規定による場合）
（看護学専攻）

医博看第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学の大学院医学系研究科の博士後期課程を修了
したので博士（看護学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

その 5 （第 5 条第 1 項の規定による場合）（医学専攻）

医博第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学の大学院医学系研究科の博士課程を修了し
たので博士（医学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

その6（第5条第1項の規定による場合）
（光医工学共同専攻）

医博共第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同
専攻及び静岡大学大学院光医工学研究科の博士
課程を修了したので博士（光医工学）の学位を
授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

静岡大学長

学 長
の 印

その 7 （第 5 条第 2 項の規定による場合）

医博論第 号

学 位 記

大 学
の 印

氏 名

年 月 日生

本学に論文を提出し所定の審査及び試験に合格
したので博士（医学）の学位を授与する

年 月 日

浜松医科大学長

学 長
の 印

（注） 様式その 1 からその 6 において、外国籍の者にあつては、年月日は西
暦で表記する。